

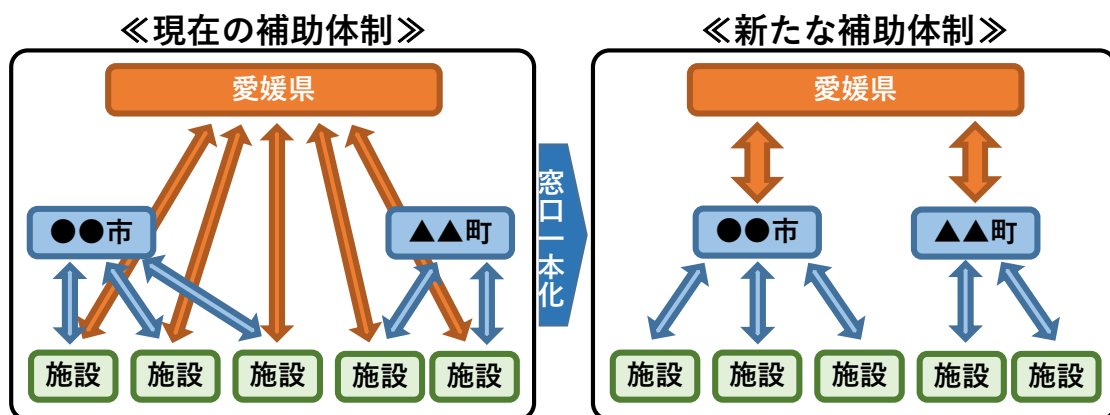
《別添資料》

高齢者福祉施設等における検査費用補助金の申請及び交付体制の移行について

県と市町で実施している、高齢者施設等の職員や新規入所者に対して施設等が自主的に行う検査の費用に対する一定額の支援について、**令和3年6月1日以降、各市町において順次、補助体制を変更します。**

【補助体制の変更内容】

これまでの県と市町の双方から施設等に対して直接補助していた体制から、**窓口を市町に一本化**した体制に変わり、**施設等は市町に対する申請だけで済む**こととなります。（県からの補助金は市町を通じた間接補助となるため、**補助金の総額はこれまでと変わりません。**）



【補助体制を変更する経緯】

新型コロナウイルスの感染による重症患者発生リスクが高い高齢者施設等に対して**自主検査費用に対する補助**を実施し、その活用を推進してきたところですが、市町を通じて施設等に対する聞き取りを行ったところ、「**補助制度を知らない**」または「**申請手続きが分からない**」といった事情があることが分かったため、より活用していただけるよう補助体制を変更することとしました。

【補助体制を移行するメリット】

- 窓口が一本化すれば、**補助申請手続きも一度で済む**ことから、**補助制度が分かりやすくなる**。
- 問い合わせに対し、1つの窓口で対応が完結するため、**丁寧な説明**を行うことができる。

【補助体制の移行時期】

補助体制の移行時期については、市町の体制が整い次第となるため、市町ごとに順次移行していくこととなります。準備が整い次第、**市町又は管轄する地方局から当該市町に所在する施設等に対して、体制の移行が周知**されます。**新たな体制に移行するまでの間は、これまでどおり県及び市町の双方から施設等に対する補助を実施**します。